

第2次

葛尾村男女共同参画計画

男女が共に考え 共に尊重し
共に支え合いながら生きる社会づくり



令和4年4月

葛 尾 村

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の性格と位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 計画の内容

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の体系と具体的内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 基本目標1 男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現・・・・ 3
 - (1) 男女共同参画意識の啓発
 - (2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- 基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍の促進・・・・・・ 4
 - (1) 多様な分野における政策・方針決定の場への活躍推進
(葛尾村女性活躍推進計画)
- 基本目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 5
 - (1) 仕事と生活の調和に向けた環境の整備
- 基本目標4 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶・・・・・・・・ 5
 - (1) あらゆる暴力を根絶するための環境づくり（葛尾村DV対策基本計画）

第3章 計画の推進

- 1 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

参考 男女共同参画政策に関する国内外・県内の動き・・・ 8

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

少子高齢化社会を迎え、社会情勢が大きく変化するなか、男女が年齢や性別にかかわらず、家庭、地域、職場など様々な分野で活躍し、その個性と能力をともに発揮できる男女共同参画社会の実現がより一層求められています。

しかし、人々の意識や社会慣習のなかには、依然として男女の固定的な役割分担意識が根強く残っており、政策及び方針決定過程における女性の参画が低調であること、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス：以下「DV」という。）の問題が深刻化しているなど男女共同参画社会の実現に向けた課題が多く残されています。男女がお互いに人権を尊重し、対等な立場でともに責任を分かち合う社会を実現するため、社会全体で男女共同参画社会の形成を推進することが重要です。

国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会形成に向けた取り組みを進めてきました。平成27年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立しました。

また、令和2年には「すべての女性が輝く令和の社会へ～」をテーマに第5次男女共同参画基本計画が閣議決定され、SDGsの達成、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による新たな日常への対応等、新しい時代への取り組みが盛り込まれました。

本村においては、「葛尾村振興計画」において、男女共同参画社会の実現に向け意識の啓発・学習の推進を図るとともに、家庭や地域への男女共同参画を促進していくための環境づくりに努めることを基本方針としています。

このことから、男女がともにひとりの人間として尊重され、その個性や能力を自らの意思によって発揮することができるよう、男女共同参画の理念の普及と男女共同参画社会の形成を推進するため「第2次葛尾村男女共同参画計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の性格と位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき、葛尾村振興計画をはじめ、関連計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策、事業を展開するための計画です。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画、並びに「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画に位置付けます。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間としますが、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第2章 計画の内容

1 基本理念

葛尾村の男女共同参画形成の必要性を踏まえ、この計画の基本理念を次のとおりとします。

**男女が共に考え 共に尊重し
共に支え合いながら生きる社会づくり**

2 計画の体系と具体的内容

基本目標	重点目標	内 容
1 男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現	男女共同参画意識の啓発	①男女共同参画意識の普及啓発 ②各関係機関等との連携による啓発活動
	男女共同参画を推進する教育・学習の充実	①学校教育、生涯学習など様々な場を通じた啓発活動 ②固定的な性別役割分担意識の解消、男女共生意識の浸透
2 あらゆる分野における女性の活躍の促進	多様な分野における政策・方針決定の場への活躍推進 (葛尾村女性活躍推進計画)	①委員選任のあり方の見直しと女性登用の促進 ②意志決定過程への女性参画促進 ③女性の能力向上やリーダーの育成
3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	仕事と生活の調和に向けた環境の整備	①仕事と生活の調和の考え方の普及 ②育児・介護にかかる環境づくりの推進
4 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	あらゆる暴力を根絶するための環境づくり (葛尾村DV対策基本計画)	①DV等に関する啓発活動の推進 ②暴力の防止に向けた取り組みの推進

3 基本目標

葛尾村の男女共同参画社会を実現するため3つの基本目標を定めます。

基本目標 1

男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現

(1) 男女共同参画意識の啓発

男女共同参画社会への取組が全国で進められていますが、「男女共同参画」という言葉や基本的な考え方が認知され、理解されるまでに至っていないのが現状です。また、その考え方や捉え方は性別・年代によって異なりますが、依然として「男は仕事、女は家庭」という女性の生き方を固定的な考えで捉えようとする意識が存在しています。

本村においても、いまだに固定的な性別役割分担意識や不平等感が社会的に解消されないことに加え、「男女共同参画」の考え方が十分に理解されていません。

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いに、より理解を深めることが重要です。そのためには、様々な機会をとおして男女共同参画意識を高める啓発・広報活動を積極的に行います。

① 男女共同参画意識の普及啓発

様々な機会をとおして男女共同参画の視点を定着させるための広報・啓発活動に取り組み、意識の高揚を図ります。

② 各関係機関等との連携による啓発活動

男女共同参画に関する関係機関や団体等と連携し、啓発活動を行います。

(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画を進めていくためには、あらゆる機会を通じて情報や学習機会を提供し、生涯にわたり主体的で多様な生き方を選択できる能力を育成することが重要です。

また、教育の充実が男女共同参画を推進していくうえで人格形成に大きな影響を与え、特に幼児期における男女共同参画の視点に立った教育は、人権を尊重する心を育むことができます。

家庭・学校・地域等において、男女共同参画意識の浸透を図るため、学習機会の充実を図ります。

① 学校教育、生涯学習など様々な場を通じた啓発活動

各小中学校の児童・生徒に対し、男女共同参画意識を醸成するため、男女共同参画の視点に立った授業の取組に努めます。

また、人権や男女共同参画について理解されるよう、地域や団体等へ学習の機会を提供するよう努めます。

② 固定的な性別役割分担意識の解消、男女共生意識の浸透

男女の固定的な役割分担意識の是正や意識改革、男女が共に支え合う社会の実現の意識啓発に努めます。

基本目標 2

あらゆる分野における女性の活躍の促進

(1) 多様な分野における政策・方針決定の場への活躍推進

(葛尾村女性活躍推進計画)

男女共同参画社会の実現には、男性も女性も同等に政策・方針決定の場に参画することは重要です。

男女があらゆる分野で共に参画することによって、多様な視点や価値観、新たな発想が反映され、共に構築することで、よりよい社会を築くことができます。

男女共同参画基本法では、「男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行わなければならない」(第5条)とされています。

しかし、本村では、ボランティア団体等に占める女性の割合は高いものの、審議会等の委員や委員会等の委員の女性の割合は低く、また、若い世代の参画も少ないことから、男女共に参画できる体制づくりに努めます。

① 委員選任のあり方の見直しと女性登用の促進

あらゆる分野で男女が共に参画できるよう委員選任の見直しを行い、政策・方針決定の場の女性の登用を積極的に推進します。

② 意志決定過程への女性参画促進

女性の視点や価値観、新たな発想による意見が十分反映されるよう、意思決定過程への参画を推進します。

③ 女性のリーダーの育成

各分野へ女性の登用を促進するため、活動しやすい環境づくりや研修等の機会を提供し、人材の育成に努めます。

基本目標 3

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） の推進

（1）仕事と生活の調和に向けた環境の整備

仕事は、暮らしを支えるために必要なものであり、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事、育児、介護、地域でのつながりなどの生活も暮らしに欠かすことのできないものであり、それぞれの充実があってこそ、一人ひとりの暮らしが豊かになると考えます。

また、一人一人が、自分らしくいきいきと生きるためには、ライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を形成することが必要であることから、男女が共に仕事と家事、育児、介護等の家庭生活及び地域生活の均衡を図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるような意識の醸成、仕事と家庭の両立支援を進めます。

① 仕事と生活の調和の考え方の普及

一人一人が、豊かで充実した生活を実感できるよう、仕事と生活の調和の考え方の普及に努め、家庭や地域における男女共同参画を推進します。

② 育児・介護にかかる環境づくりの推進

仕事と生活の調和の推進を図るため、育児、介護休業が取得できる環境づくりを推進するとともに、仕事と育児、介護の両立のため、子育て支援及び介護支援の充実を図ります。

基本目標 4

配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

（1）あらゆる暴力を根絶するための環境づくり

（葛尾村DV対策基本計画）

ドメスティック・バイオレンス※1 や性犯罪、セクシュアル・ハラスメント※2、売買春、ストーカー行為※3 などの女性に対する暴力は、家庭や社会における男性優位の意識や経済力の格差等、女性の人権が十分に配慮されていない社会構造が発生の一因になっていると考えられます。また、これらの暴力は、加害者や時には被害者にとっても暴力であるという認識が薄いことや、社会の理解が不十分なことにより、被害が潜在化しやすいため実態がわかりにくく、重大性が認識されにくい状況にあります。

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず決して許されるものではありませんが、暴力の現状や社会構造の実態を踏まえ、女性に対する暴力を防ぐように、

意識の啓発、被害の相談や届け出がしやすい環境の整備、行政の関係機関や民間団体との連携体制の強化等に努める必要があります。

職場においては、雇用主は被害の発生を未然に防止するための配慮義務が定められており、これに基づいて各企業等でも防止のための取り組みが進められていますが、より一層の呼びかけが必要です。

※1 ドメスティック・バイオレンス(DV)

直訳すると「家庭内暴力」ですが、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で多く使用されます。主に家庭内の出来事であり被害が潜在することが多く、公的機関の対応も十分でなかったことから、この問題に対する取組が急がれています。身体的なものだけでなく精神的なものまでを含む概念として用いられる場合もあります。

※2 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。特に雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされています。

※3 ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情などの好意（好感）の感情やそれが相手によって満たされなかったことに対する怨恨（えんこん=恨み）の感情を満たす目的で、その特定の者又はその家族等に対してつきまとうなどの行為等を繰り返して行うことをいいます。

① DV等に関する啓発活動の推進

広報、講演会、学校教育等を通じて、DVやセクハラ等のあらゆる暴力は許される行為ではないという認識のもと、正しい知識の普及と理解促進を図ります。

② 暴力の被害者支援と再発防止対策

○被害者の状況に応じた適切な保護のあり方について、関係機関と連携し検討を進めます。

○被害者の身の安全を図るため、シェルター（緊急一時避難施設）等を運営する民間団体の育成、支援、連携のあり方等について、県や近隣市町村、関係機関等と連携を図りながら検討します。

○被害者の自立に向けたカウンセリング等、支援体制及び相談体制を整備します。

○女性の被害者支援を総合的、効果的に進めるため、関係機関や民間団体等と、きめ細かい連携体制を確立・強化し、具体的解決を図ります。

第3章 計画の推進

1 計画の推進

男女共同参画社会を実現するため、行政が中心になって関連施策を展開することはもとより、すべての村民、家庭、地域、職場等がそれぞれの立場で自主的に男女共同参画に取り組むことが大切であり、相互に理解を深めながら、基本目標を計画的に推進していく必要があります。

2 推進体制

(1) 庁内の推進体制の明確化

庁内の職員一人一人が男女共同参画の理念を認識することに努め、推進体制を明確にします。

また、庁内での連携を図り、男女共同参画に関する施策の推進を図るとともに、本計画の推進及び進行管理を図ります。

(2) 事業者・関係機関・各種団体等との連携

男女共同参画の推進を図るため、積極的に広報・啓発活動を実施し、事業者・関係機関・各種団体等の連携及び協力体制づくりに努めます。

(参考)

男女共同参画政策に関する国内外・県内の動き

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き
1975 年 (昭和 50 年)	国際婦人年 国際婦人年世界会議 (於 メキシコシティー) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1976 年 (昭和 51 年)		民法の一部改正 (婚氏統稱制度新設) 一部の公務員等に対する育 児休業法施行	
1977 年 (昭和 52 年)		「国内行動計画」策定	
1978 年 (昭和 53 年)			青少年婦人課と改組 婦人関係行政連絡会議設置
1979 年 (昭和 54 年)	国連総会 「女子差別撤廃条約」採 択		婦人問題懇話会設置 「婦人の意識調査」実施
1980 年 (昭和 55 年)	「国連婦人の十年」中間 年世界会議 (於 コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期 行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」への署 名 民法の一部改正 (配偶者相続分の引き上げ)	
1981 年 (昭和 56 年)	「女子差別撤廃条約」発 効	「国内行動計画後期重点目 標」策定	婦人問題についての意見具 申 婦人問題協議会の設置
1983 年 (昭和 58 年)			「婦人の地位と福祉の向上 のための福島県計画」策定 婦人問題推進会議設置
1984 年 (昭和 59 年)		国籍法の改正 (父母両系主 義)	

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き
1985 年 (昭和 60 年)	「国連婦人の十年」最終年世界会議 (於 ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 男女雇用機会均等法成立 国民年金法改正 (婦人の年金権を保障)	福島県婦人団体連絡協議会結成 (24 団体加入)
1986 年 (昭和 61 年)		婦人問題企画推進有識者会議開催 (婦人問題企画推進会議の後身) 男女雇用機会均等法施行	「婦人の意識調査」実施
1987 年 (昭和 62 年)		「西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画」策定 教育課程審議会答申 (高等学校家庭科男女必修(平成 6 年))	「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」見直し
1988 年 (昭和 63 年)			「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」改訂
1990 年 (平成 2 年)	国連経済社会理事会で 「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択		
1991 年 (平成 3 年)		「西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画」(第一次改定) 目標年度：平成 12 年度 育児休業法成立	青少年婦人課に「婦人行政係」設置 婦人問題推進会議を「婦人問題企画推進会議」と名称変更
1992 年 (平成 4 年)		育児休業法施行初の婦人問題担当大臣任命	「女性に関する意識調査」実施
1993 年 (平成 5 年)	国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	パートタイム労働法成立 「男女共同参画型社会づくりに関する推進体制の整備について」 婦人問題企画推進本部決定	女性総合センター(仮称)整備検討 福島県女性史の編纂着手 福島県婦人団体連絡協議会 32 団体となる 「ふくしま新世紀プラン」策定 目標年度：平成 12 年度

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き
1994 年 (平成 6 年)	国際人口・開発会議 (於 カイロ)	男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置	「ふくしま新世紀プラン」 施行 青少年女性課女性政策室の 設置 婦人問題企画推進会議を 「女性問題企画推進会議」 と名称変更
1995 年 (平成 7 年)	第 4 回世界女性会議開催 「北京宣言及び行動綱 領」採択	育児休業等に関する法律の 改正 (介護休業) ILO156 号条約批准 (家族 責任を有する労働者の機会 等の均等)	女性総合センター (仮称) 基本構想策定
1996 年 (平成 8 年)		「男女共同参画ビジョン」答 申 (男女共同参画審議会) 「男女共同参画 2000 年プ ラン」策定	女性総合センター (仮称) 基本計画策定
1997 年 (平成 9 年)		「男女共同参画審議会設置 法」施行 男女雇用機会均等法の改正 労働基準法の改正 育児・介護休業法の改正 労働省設置法の改正 介護保険法成立	「福島県女性史」刊行
1998 年 (平成 10 年)		「男女共同参画社会基本法 案」を国会に提出	女性総合センター (仮称) 着工
1999 年 (平成 11 年)		改正男女雇用機会均等法施 「男女共同参画社会基本法」 公布・施行	「男女共同参画に関する意 識調査」実施
2000 年 (平成 12 年)	国連特別総会 「女性 2000 年会議」開催 (於 ニューヨーク)	男女共同参画審議会から「女 性に対する暴力に関する基 本的方策について」答申 「第 1 次男女共同参画基本計 画」策定 「ストーカー行為の規制に 関する法律」公布・施行	群馬・新潟・福島三県女性サ ミット 2000 開催 (於 会津 大学) 「男女共生センター」竣 工・会館 「ふくしま男女共同参画プ ラン」策定

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き
2001 年 (平成 13 年)		内閣府に「男女共同参画会議」、 「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・一部施行	県民生活課人権・男女共同参画グループの設置 女性問題企画推進会議を「男女共同参画推進会議」と名称変更 「ふくしま男女共同参画プラン」施行 男女共同参画推進連係会議設置 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」制定 「男女共同参画推進会議」廃止
2002 年 (平成 14 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行	県民環境室人権・男女共同参画グループに改編 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」施行 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進員」設置 男女共同参画を考える市町村トップセミナー開催（男女共生センター）
2003 年 (平成 15 年)		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定「男女共同参画社会の将来像」検討会開催 第4・5回「女子差別撤廃条約」実施状況報告審議	県民環境総務領域人権男女共生グループに改編

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き
2004 年 (平成 16 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	「福島県グローバル政策対話」開催（於 男女共生センター） 「男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査」実施
2005 年 (平成 17 年)	第 49 回国連婦人の地位委員会（北京+10）開催（於 ニューヨーク）	男女共同参画審議会から「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申 「第 2 次男女共同参画基本計画」策定	男女共同参画推進本部設置 男女共生ふくしまサミット開催（於 ビッグパレット） 「ふくしま男女共同参画プラン」改訂
2006 年 (平成 18 年)		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	多様なチャレンジキャンペーン事業「めざせ、理工系ガール」開催（於 会津大学）
2007 年 (平成 19 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 「パートタイム労働法」一部改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	「未来館国際シンポジウム」開催（男女共生センター）
2008 年 (平成 20 年)		内閣府に「仕事と生活の調和推進室」設置 女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	人権男女共生課に改編 「男女共同参画・配偶者等からの暴力等に関する意識調査」実施

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き
2008 年 (平成 20 年)		内閣府に「仕事と生活の調和推進室」設置 女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	人権男女共生課に改編 「男女共同参画・配偶者等からの暴力等に関する意識調査」実施
2009 年 (平成 21 年)		DV相談ナビ開始 平成 21 年度 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議開催	「ふくしま男女共同参画プラン」(H22~H26) 策定
2010 年 (平成 22 年)	第 54 回国連婦人の地位委員会 (北京+15) 開催 (ニューヨーク)	我が国初の APEC 女性リーダーズネットワーク(WLN) 会合開催 「第 3 次男女共同参画基本計画」策定	男女共生センター開館 10 周年
2011 年 (平成 23 年)		女子差別撤廃委員会最終見解に対するフォローアップ報告の提出(8月) 女子差別撤廃委員会最終見解に対するフォローアップ報告(8月)についての同委員会評価採択(11月)	
2012 年 (平成 24 年)	APEC 女性と経済フォーラム開催 (サンクトペテルブルク)	「女性の活躍による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～策定	人権男女共生課と青少年育成室が「青少年・男女共生課」に改編 「ふくしま男女共同参画プラン」改訂
2013 年 (平成 25 年)		「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定若者・女性活躍推進フォーラムの開催・提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き
2014 年 (平成 26 年)	国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) においてアジア太平洋地域の男女共同参画の推進状況のレビュー実施 世界経済フォーラム年次会議冒頭演説で安倍総理が「2020 年まで指導的地位にいる 3 割を女性にする」旨宣言	第 186 回国会施政方針演説 (内閣総理大臣) で、①全ての女性が活躍できる社会を創る②女性を積極的に登用し、国家公務員の採用を 28 年度から全体で 3 割にすると発言 女性の活躍促進に向けた公共用達及び補助金の活用に関する取組指針決定	「女性活躍促進セミナー」実施 「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査」実施
2015 年 (平成 27 年)	第 59 回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合開催 (於 ニューヨーク) 第 3 回国連防災会議開催 (於 仙台) ジェンダーの平等を含む 17 の目標を 2030 までに取り組む SDGs を国連サミットで採択	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	男女共生課に改編 男女共生センター会館 15 周年 「ふくしま女性活躍促進知事フォーラム」実施 「福島県女性活躍促進ネットワーク会議」実施 「女性活躍応援ポータルサイト」開設
2016 年 (平成 28 年)			「ふくしま女性活躍応援会議」設立 「ふくしま女性活躍応援宣言」 「ふくしま男女共同参画プラン」改定
2017 年 (平成 29 年)	国際女性会議 WAW! 開催 (東京都) G7 男女共同参画担当大臣会合開催 (イタリア)		「ふくしま女性活躍応援会議幹事会」設立 「ふくしま女性活躍応援会議 リーダーパワーアップセミナー」開催 「ふくしま女性活躍応援会議および幹事会」実施
2018 年 (平成 30 年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立	「ふくしま女性活躍応援会議～女性も男性も輝く未来づくりシンポジウム」開催 「ふくしま女性活躍応援会議および幹事会」実施

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き
2019 年 (平成 31 年、 令和元年)			キラっ人さんと創る元気な ふくしま「トークイベン ト・交流会」開催 講演会「経営戦略としての ワーク・ライフ・バランス」 開催 「ふくしま女性活躍応援会 議および幹事会」実施
2020 年 (令和 2 年)	国連総会 第 4 回世界女性会議 25 周 年記念ハイレベル会合開 催 (於 ニューヨーク)	「第 5 次男女共同参画基本計 画」策定	男女共生センター会館 20 周年「ふくしま女性活躍促 進知事フォーラム」実施講 演会「新しい働き方と女性 活躍～コロナが変えた価値 観と働き方～」開催 「ふくしま女性活躍応援会 議 および幹事会」実施
2021 年 (令和 3 年)			講演会「女性活躍推進を実 践するための職場づくり～ 選ばれる企業になるため に～」開催 「ふくしま女性活躍応援会 議および幹事会」実施 「ふくしま男女共同参画プ ラン」改定

葛尾村住民生活課

〒979-1602

福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合16番地

TEL 0240-29-2112 FAX 0240-29-2123

ホームページ <http://www.katsurao.org>

Eメール juminseikatsu@vill.katsurao.lg.jp